

パートタイマー等特別退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ささゆり会（以下「本法人」という）に勤務するパートタイマー、嘱託職員、準職員および登録ヘルパー（以下「パートタイマー等」という）の特別退職金（以下「退職金」という）の取り扱いを定めるものである。

(対象者)

第2条 退職金は次の各号のいずれにも該当するパートタイマー等に支給する。

- (1) 退職時に就業規則で定めるパートタイマー、嘱託職員、準職員および登録ヘルパーであること。ただし、正職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員については本規程を適用せず、正職員特別退職金、弔慰金、障害見舞金規程を適用する。また、正職員（正職員の勤続年数が3年以上の者）から1週の所定労働時間が30時間以上のパートタイマーに転換された者についてはパートタイマーに転換後8年間は本規程を適用せず正職員特別退職金、弔慰金、障害見舞金規程を適用する。
- (2) 1週の所定労働時間が30時間以上で勤務した期間が連続5年以上あること

(支給基準)

第3条 退職金は、勤続が満5年以上のパートタイマー等が次の各号の一に該当して円満退職する時に本規程に基づいて支給する。

- (1) 定年により退職し、再雇用しないとき
 - (2) 定年退職後に再雇用した者が退職したとき
 - (3) 雇用契約の上限年齢に達し退職したとき
 - (4) 業務上の傷病により死亡したとき
 - (5) 本法人の都合により退職したとき
 - (6) 業務外の傷病により死亡したとき
 - (7) 自己の都合により退職したとき
 - (8) 契約期間が満了したとき
- 2 この規程で当然退職とは本条第1項第1号、本条第1項第2号、本条第1項第3号をいう。
- 3 この規程で中途退職とは本条第1項第4号から第8号をいう。ただし、本条第1項第4号または本条第1項第5号に該当した場合で、本法人が特に認めた場合は当然退職として取り扱うことがある。

(退職金の支給額の算出方法)

第4条 退職金の支給額は別表「パートタイマー等特別退職金」の定める金額とし、退職時の基本給と勤続年数を基準にそれぞれ算出し、退職金額を比較して少ない額とする。なお、退職金の支給額を算定するにあたって、その者が前条第2項で規定する当然退職の場合は別表「パートタイマー等特別退職金」の甲欄、前条第3項で規定する中途退職の場合は別表「パートタイマー等特別退職金」の乙欄を適用する。

- 2 第7条で退職金が年金で支給される者は、本条第1項の額に1.05を乗じた額を退職金の額とする。
- 3 別表「パートタイマー等特別退職金」の基本給（時間給）は各パートタイマー等の退職時の基本給とする。なお、退職時の基本給の上限は1,150円とする。
- 4 第1項の勤続年数の計算は、次のとおりとする。
 - (1) 週の所定労働時間が30時間以上あった月を1か月として計算する。なお、1か月とは毎月1日から末日までとする。
 - (2) 産前産後休業期間、育児・介護休業期間および1か月以上継続して欠勤していた期間についてはこれを通算しない。
 - (3) 本法人を退職したパートタイマー等が、再度本法人へ入職したとき（定年後再雇用を除く）は、以前に退職した勤続期間については勤続年数に通算しない。
 - (4) 正職員からパートタイマーに転換された者で、正職員特別退職金を支給されない者については、正職員であった期間については勤続年数に通算する。なお、正職員特別退職金を支給される者については、正職員特別退職金、弔慰金、障害見舞金規程第5条（退職金の支給額の算出方法）に定める勤続年数については通算しない。

- (5) 勤続年数に1か月未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- (6) 勤続年数の上限は30年とする。

(功労加算)

第5条 在職中特に功労のあったパートタイマー等に対しては、理事会の承認により功労加算を行うことがある。

(不支給および減額)

第6条 パートタイマー就業規則等に定める懲戒処分によって解雇された者等の退職金の取り扱いは、次のとおりとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 懲戒解雇のとき | 支給しない。 |
| (2) 懲戒解雇事由に相当する背信行為を行ったとき | 支給しない。 |
| (3) 諭旨退職のとき | 情状により50%以上を減額する。 |
| (4) 退職後、業務により知り得た個人情報、本法人の機密情報等を他に漏らしたり、盗用したとき | 支給しない、あるいは情状により50%以上を減額する。 |
| (5) 退職後、同業他社に就職し、または競業活動を行うなど背信行為があったとき | 本法人の判断により、支給しない、あるいは情状により50%以上を減額することがある。 |
| (6) 退職時に本法人が指定する引継ぎを完了しないとき | 本法人の判断により、情状により50%以上を減額することがある。 |

(支払方法)

第7条 退職金は、第3条第2項で規定する当然退職により退職する者で、退職金の額が180万円以上の者は、全額を年金として15年間で支給する。1回の支給額は「退職金額÷支払回数(15年間×年3回=45回)」とする。

- 2 第1項に該当する者以外は退職金を一時金として支給する。
- 3 第1項に該当する者で本人が希望し、本法人が認めた場合は一時金として支給する。

(支払手段)

第8条 退職金は、通貨で直接本人へ支払うか、本人が届け出た口座へ振り込むことによって支払う。但し、振込手数料は受取人負担とする

(支払時期)

第9条 退職金を一時金で支給する場合は、原則として、第3条第1項の各号に該当した日から5か月以内に支給する。

- 2 退職金を年金で支給する場合は、第1項を適用せず15年間に分割して支給する。分割して支給する場合の支給月は年に3回(4月、8月、12月)とし、1回目の支給は本法人を退職した日から5か月以内とする。
- 3 第6条に該当する可能性があり、調査期間が必要な場合は調査が終了するまで支払いを留保する。また、次のいずれかに該当するときは、本条第1項及び第2項の支給期日を延期する。
 - (1) 後任者との引き継ぎが十分でない時
 - (2) 本法人の貸与品を返還しない時
 - (3) 本法人の貸付金を返還しない時
 - (4) その他退職に当たり本法人の指示命令に従わない時

(死亡退職時等の取り扱い)

第10条 パートタイマー等が死亡した時は、退職金は遺族に対して支払う。

- 2 遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を適用する。
- 3 支払いを受けるべき遺族に同順位者が2人以上いる時の取り扱いは、その都度定める。

(受給権の処分禁止・差し押さえ禁止)

第11条 パートタイマー等は、退職金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。又、第三者は

これを差し押さえることができない。

(債務の弁済)

第12条 本法人に対し弁済すべき債務がある時は、パートタイマー等は支給された退職金の一部または全部をもって弁済を行うものとする。

(返納)

第13条 退職金を支給後、パートタイマー等の在職期間中または退職後に本規程第6条に該当する事実があったことが明らかとなったときは、本法人は支給した退職金の返還を求めることができる。

2 この場合、パートタイマー等であった者及び本規程第10条に定める遺族は誠意をもってこれを返納しなければならない。

(協議)

第14条 本規程に定めていない事項および本規程の内容の解釈に疑義が生じた場合等については、理事会で協議し決定する。

(改定)

第15条 本規程は本法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

(廃止)

第16条 本規程の施行後10年目の日を含む年度以降において、本法人の決算で資金収支計算書の事業活動資金収支差額が3期連続でマイナスとなった場合は、3期目の年度末に本規程を廃止する。

2 前項の場合は、本規程の廃止日に自己都合退職したものとして退職金の額を計算する。

(附則)

1. この規程は、令和2年5月18日より施行し、令和2年4月1日より適用する。
2. この規程は、令和5年6月27日より改正施行する。

別表 パートタイマー等特別退職金

基本給（時給）（円）	勤続年数	甲（当然退職）（円）	乙（中途退職）（円）
920 円未満	5 年未満	0	0
920 円以上 930 円未満	5 年以上 6 年未満	3 0, 0 0 0	2 4, 0 0 0
930 円以上 940 円未満	6 年以上 7 年未満	6 0, 0 0 0	4 8, 0 0 0
940 円以上 950 円未満	7 年以上 8 年未満	9 0, 0 0 0	7 2, 0 0 0
950 円以上 960 円未満	8 年以上 9 年未満	1 2 0, 0 0 0	9 6, 0 0 0
960 円以上 970 円未満	9 年以上 10 年未満	1 6 0, 0 0 0	1 2 8, 0 0 0
970 円以上 980 円未満	10 年以上 11 年未満	2 0 0, 0 0 0	1 6 0, 0 0 0
980 円以上 990 円未満	11 年以上 12 年未満	3 3 0, 0 0 0	2 6 4, 0 0 0
990 円以上 1, 000 円未満	12 年以上 13 年未満	4 6 0, 0 0 0	3 6 8, 0 0 0
1, 000 円以上 1, 010 円未満	13 年以上 14 年未満	5 9 0, 0 0 0	4 7 2, 0 0 0
1, 010 円以上 1, 020 円未満	14 年以上 15 年未満	7 2 0, 0 0 0	5 7 6, 0 0 0
1, 020 円以上 1, 030 円未満	15 年以上 16 年未満	8 5 0, 0 0 0	7 6 5, 0 0 0
1, 030 円以上 1, 040 円未満	16 年以上 17 年未満	9 8 0, 0 0 0	8 8 2, 0 0 0
1, 040 円以上 1, 050 円未満	17 年以上 18 年未満	1, 1 1 0, 0 0 0	9 9 9, 0 0 0
1, 050 円以上 1, 060 円未満	18 年以上 19 年未満	1, 2 4 0, 0 0 0	1, 1 1 6, 0 0 0
1, 060 円以上 1, 070 円未満	19 年以上 20 年未満	1, 3 7 0, 0 0 0	1, 2 3 3, 0 0 0
1, 070 円以上 1, 080 円未満	20 年以上 21 年未満	1, 5 0 0, 0 0 0	1, 3 5 0, 0 0 0
1, 080 円以上 1, 090 円未満	21 年以上 22 年未満	1, 6 5 0, 0 0 0	1, 4 8 5, 0 0 0
1, 090 円以上 1, 100 円未満	22 年以上 24 年未満	1, 8 0 0, 0 0 0	1, 6 2 0, 0 0 0
1, 100 円以上 1, 110 円未満	24 年以上 26 年未満	1, 9 5 0, 0 0 0	1, 7 5 5, 0 0 0
1, 110 円以上 1, 130 円未満	26 年以上 28 年未満	2, 1 0 0, 0 0 0	1, 8 9 0, 0 0 0
1, 130 円以上 1, 150 円未満	28 年以上 30 年未満	2, 2 5 0, 0 0 0	2, 2 5 0, 0 0 0
1, 150 円以上	30 年以上	2, 4 0 0, 0 0 0	2, 4 0 0, 0 0 0

※ 退職金を年金で支給する場合は、退職金支給率に 1. 0 5 を乗じる。

※ 基本給を月給で支払っている者については、
「基本給（月給）÷ 1 か月平均所定労働時間＝基本給（時給）」で計算する。

※ 勤続年数と基本給（時給）の少ない方を適用する。